

京都市訓令甲第3号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年5月9日

京都市長 桦本 賴兼

別表第2庶務担当課の課長、庶務を担当する担当課長、歴史資料館次長並びに産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長の項中「、庶務を担当する担当課長」を削り、「歴史資料館次長」の右に「、職員研修センター副所長」を加える。

別表第2庶務を担当する担当課長、歴史資料館次長及び衛生公害研究所の課長の項中「庶務を担当する担当課長、」を削り、「歴史資料館次長」の右に「、職員研修センター副所長」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)